

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第三九号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、資金管理団体の政治資金の用途に関し国民の信頼を確保するため、人件費以外の経常経費の支出について収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付を義務付けるとともに、不動産の取得等を制限しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権を取得し、又は保有してはならない。

二、資金管理団体による人件費以外の経常経費についての収支報告書への明細の記載及び領収書等の写しの添付の義務付け

1 資金管理団体は、経常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の一件当たり五万円以上の支出について、収支報告書に、支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載しなければならない。

2 資金管理団体は、經常経費のうち光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費の一件当たり五万円以上の支出について、収支報告書の提出の際に、領収書等の写しを併せて提出しなければならない。

三、施行期日等

1 この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、一については、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 一の規定は、施行前から引き続き所有している不動産については、適用しない。なお、当該不動産については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければならない。

3 二の規定は、平成二十年の収入及び支出に係る収支報告書から適用する。